

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.7 (2021.6.28)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「ゲルニカ」(Guernica) パブロ・ピカソ P1・2
- ② 「第2回裁判ごっこ」報告・「陳情不上程告発裁判」第3回口頭弁論報告 P2・3
- ③ 「世界平和アピール七人委員会宣言」など P4
- ④ 続・「第2回裁判ごっこ」チラシ配置について(続編) P5
- ⑤ 速報！ 行政不服審査に基づく「口頭意見陳述」報告 P6・7
- ⑥ いーたい ほーだい「オリンピックなんてやめちまえ！」 P8



「ゲルニカ」(Guernica) パブロ・ピカソ

※謄写印刷のため、明度・コントラストを調整してあります。

「ゲルニカ」

内戦状態にあったスペインで、反政府側のフランコ軍を支援するナチス・ドイツ軍が1937年4月、スペイン北部バスク地方の町ゲルニカを無差別爆撃する。この市民を巻き込んだ殺戮を知り、描かれた作品。

「スペインを苦悩と死に沈めた軍隊に対する憎悪を表現した」とピカソが語るように、この絵には、現実の戦闘場面が描かれているわけではなく、むしろ戦争によって与えられる恐怖や苦しみ、悲しみといった人間の普遍的な感情が示されている。画面右端の炎に包まれておののく女性、その手前の地面をほうのように逃げる女性、さらには殺された子どもを抱いて絶叫している左端の女性など、それぞれの姿を大胆に変形して動作や表情を強調することによって、その感情をすさまじい切迫感をもって見る者に伝える。(インターネット美術館「西洋絵画美術館」より)

日本でも広島・長崎の原爆投下や東京大空襲など理不尽な死や負傷を強いられた多くの市民がいる。しかしそれを「理不尽」というためには、南京大虐殺や重慶爆撃をはじめとする朝鮮・中国・アジアに対する侵略と殺りくに対し、歴史認識の共有と国家的な反省、そして真の和解を経なければならない。今の日本はそれとは正反対の方向に向かっている。

武器を売り買いし、米軍の手先となって「地球を俯瞰する」軍事行動展開する「平和国家日本」。JAXA（ジャクサ）の宇宙開発技術や大手精密機器メーカーの作った電気・電子機器や通信技術が軍事産業に転用される。そのようにして作られた武器によって、罪もないアラブやパレスチナの人々が、傷つけられ殺されている。日本はアメリカとともに「殺す側の論理」(本多勝一)を突っ走っている。そして、私たちも「殺す側」にガッチリと組み込まれ、「いい思い」をしている。その自覚を忘れてはならない。

ゲルニカは、遠い過ぎ去った昔の話ではない。



★「第2回裁判ごっこ」報告

6月6日(日)に東大和市中央公民館202「法廷」で開催した「第2回裁判ごっこ」には、新型コロナウイルス感染対応のため絞り込まれた定員9人、満杯の人数が集まりました。初めての参加者も3人、国立・東村山等、市外からの参加者もあり、予定時間を過ぎてまで話し合いが続きました。

「黙ってられない」人々が多く、「原告」の「意見陳述」よりは参加者同士のやり取りが充実しており、自身にとっても刺激的でした。

いただいたものを、今後の不服審査請求に活かしていかなければなりません。

6月9日になって、東大和市役所総務部文書課(不服審査の事務手続きを扱っている課)担当者から、処分庁がわが再々弁明を出す意思はないことが伝えられました。その場で即、口頭意見陳述を開くよう要請しました。申請人からその要請があった場合は審理員(具体的に審査を進める担当者であり審理にも関わる。裁判で言えばブチ裁判官のようなもので、市役所の職員)はその機会を設けなければならない(行政不服審査法第31条)。また後日、補佐人(申請者と同席し意見を述べることができる)と傍聴者の要求もしました。

補佐人については同法の同じく 31 条に定めはありますが、傍聴については特に触れられていません。しかし正式な裁判ですら傍聴は認められているのだから、不服審査の口頭意見陳述で認められないなどということはあり得ないと、担当窓口に主張したところ結果的にはどちらも認められました（補佐人については結局都合がつかず、当日は無しになりました）。詳しい報告は次号以降に回します。

★「陳情不上程告発裁判」第 3 回口頭弁論報告

※これまで、『憲章』反対陳情裁判など、いろいろな呼び名でこの裁判を名付けてきましたが、より分正確でかりやすくするために次のように呼びかえることとしました。

『東大和市子ども・子育て憲章』見直し陳情不上程告発裁判

これではあまりにも長いので、略称「陳情不上程告発裁判」とします。



6 月 18 日（金）午後 13 時 30 分から、東京地裁立川支部で第 3 回口頭弁論が開かれました。

この日は裁判が始まってから最大数の傍聴者、6 名が来てくれました。原告である私としては大変ありがたく、心強く感じたところです。

裁判長も多くの傍聴者が見えていたので張り切ったのでしょうか、今日は前回とは打って変わって積極的な訴訟指揮を見せてくれました。被告代理人の橋本勇弁護士に向かって「原告の準備書面に対し、認否確認をするように」とか「違法があったら国賠訴訟についての主張はするのか」（正確さに欠けるかもしれませんが、）とたたみかけていました。

裁判官との対応の中で、もしかすると橋本弁護士は原告の準備書面や証拠にまともに目を通していないのではないかと思われるような素振りも見せていました。東大和市議会会議規則についての問いかけがあった時に、証拠として添付されていることにすぐには気づけなかったのです。

原告が本人訴訟だからなめきっているのかもしれませんが。それでもこちらは油断せずに、今後も全力投球で臨まねばなりません。

被告の準備書面に対する反論を記した原告の準備書面を今回提出する予定になっていたのですが、こちらが用意していた準備書面は、上記のような展開になったので提出しませんでした。

次の第 4 回口頭弁論は 8 月 17 日（火）14 時から、5 階ラウンドテーブル法廷（傍聴希望者は、15 分前に 5 階待合室集合）です。

今後とも、ご支援ご注目ください。



こういう記事を待っていた。できる限りの支援をしたい。関心のある方は「自由と人権」までご連絡ください。

世界平和アピール 7 人委員会も声明を発表した（次頁）。

収容中の女性死亡
地検に告発状提出
名古屋

名古屋出入国在留管理庁（名古屋市の施設に収容中のスリランカ人女性ウィシユマ・サンタマリさん（三）が死亡した問題で、支援者の平田雅己名古屋市立大准教授は十八日、保護責任者遺棄致傷容疑の告発状を名古屋地検に提出し、受理されたと明らかにした。

平田氏は国際関係論が専門。名古屋市内で十八日、記者会見し「一人の市民として悲劇に心を痛めた。自分に何ができるかを考え、告発に至った」と説明した。容疑者は不詳とした。

出入国在留管理庁の中間報告によると、ウィシユマさんは二〇一七年に「留学」の在留資格で入国後、不法残留となり、退去強制命令を受けて昨年八月に収容された。今年三月六日、病院で死亡が確認された。

告発容疑は一月下旬以降、ウィシユマさんが嘔吐や吐血を繰り返したにもかかわらず、適切な医療行為をしなかった疑い。告発状によると、支援団体が点滴を受けさせようと申請した仮放免を却下した点も問題だったとしている。

平田氏によると、三日に告発状を地検に郵送。十五日に地検の担当者から受理したと電話で連絡があったという。

人権尊重を！出入国管理政策の抜本的改革を求める

世界平和アピール七人委員会

大石芳野 小沼通二 池内了 池辺晋一郎 高村薫 島蘭進

2021年6月8日

法務省・出入国在留管理庁（入管庁）の人権侵害は、従来からさまざまに指摘されてきた。入管庁は、難民申請者を母国への送還を免れるために難民申請や在留延長申請を繰り返す不法滞在者だとし、彼らを施設に長期「収容」し、母国へ強制送還する例が度々生じてきた。収容施設でほぼ毎年複数の死亡者が出ているという事実は、日本の入管制度が収容者に過酷な状況を強いている証拠と言わざるを得ない。

入管制度をより厳格なものへ変えようとする出入国管理及び難民認定法「改正」案が審議されているさなか、スリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリさん（当時33歳）が3月に名古屋出入国在留管理局の収容先で亡くなった。ウィシュマさんに面会していた支援者は「面会をするたびに体調が悪化していた」と述べ、「すぐに入院させるべき」と何度も申し入れたが、職員は拒否し続け、死を迎えるに至ったと証言している。

この状況が国際的な人権基準を満たしていないことは明白である。3月末、国連人権理事会がこの状況が国際的な人権基準を満たしていないことは明白である。3月末、国連人権理事会の特別報告者と恣意的拘禁作業部会は、日本政府の入管政策を厳しく指弾した。日本政府の人権に配慮する意識が著しく低いことが国際的な批判を浴びたのであった。「姉は大好きな国で亡くなった。姉のビデオと最終報告書を見せてほしい」とウィシュマさんの二人の妹は涙ながらに訴えたが、入管側は「調査中」を繰り返すのみである。母親のスリヤラタさんも「娘は動物でなく人間だ。入管はなぜ『点滴して』と言ったのにしなかったのか。原因が知りたい。警察に捜査してほしい」と訴えている。

2019年のデータでは、日本国内で難民申請を行った外国人は1万375人に上ったが、実際に認められた事例はわずか44人で、認定率は0.4%に過ぎない。同年のOECD諸国の難民認定率が10%を軽く超えていることと比べると圧倒的に低い。日本政府は安上がり労働力としてしか外国人を受け入れておらず、外国からの移住者の人権を尊重する制度と思想が根本的に欠如している。そして、そのことが国内でよく認識されていない。

入管庁の権限を強化するための法改正に対する反対運動が広がり、とりわけ若者が立ち上がって声を挙げ、廃案に追い込んだ。若者を鼓舞した人権意識の高まりが社会に勇気を与えるものとなった。私たちは、これまでの外国人に冷たい受け入れ制度を根本的に改め、真に人権を尊重した出入国管理政策へと転換するよう日本国政府に強く求めたい。

連絡先：<http://worldpeace7.jp>

続・「第 2 回裁判ごっこ」チラシ配置について（続編） —書ききれなかったこと—

前号に載せた〈「第 2 回裁判ごっこ」チラシ配置について（続編）〉で書ききれなかったことがあるので、それを張り付けます。

【最後に】

この間の交渉と、行政不服審査請求をしている中で分かったことがある。それは、掲示物配置に関して、中央公民館館長の対応が他のすべての窓口対応に及ぶことが多いということだ。これは前編でも述べた。ここでは法的なことについてもう少し具体的に取り上げる。



掲示物に関する規制については施行規則と運営事務取扱基準に書かれている。条文としては 6 条から 9 条である。その 7 条では、許可しない掲示物として 6 点あげられている。単純化していうと、宗教の布教勧誘・営利目的・政党活動・基本的人権の侵害・公序良俗に反するもの・市外団体のもの、となっている。

これらについては公民館運営事務取扱基準をよく読んで、具体的な掲示物と照らし合わせ検討する方がいい。少なくとも行政側だけの判断だけに頼るのは危険である。

中央公民館の館長の判断・対応がなぜ他の窓口に及ぶのかと言えば、地域振興課・産業振興課・秘書広報課には、おそらく公民館運営事務取扱基準に相当するものがないのであろう。そこで中央公民館館長の判断・対応に、それらの窓口が「右へ倣え」するわけだ（※6/24 付記：同日の行政不服審査の口頭意見陳述の場で、このことはほぼその通りであることを前館長本人から確認をとった）。本来であれば中央公民館館長の権限は公民館レベルで留まるはずだ。しかしこれを「運用として」社会教育課の管轄である図書館・体育館・博物館にも及ぼしている可能性がある。さらに教育委員会所管以外の施設（市民センター・集会所など）にも援用しているようだ（まさに今回の事例がこれだった）。であるならば市民の側も、館長の対応に法的な逸脱がないかを常に注視すること、互いにその情報を共有することが必要になる。

そのためにも、市民は地方自治法（244 条）・社会教育法（20 条～42 条）の他、東大和市立公民館基本条例・同施行規則、そして公民館事務取扱基準に目を通し、その内容をよく理解しておくほうがいい。転ばぬ先の杖である。

※公民館運営事務取扱基準はたった 4 頁の文書だから、公民館や文書課で要求すれば出してくれるだろう。東大和市立公民館条例・同施行規則については東大和市のホームページからも閲覧、ダウンロードが可能。

速報！ 行政不服審査に基づく「口頭意見陳述」報告

6月24日午前、市役所会議棟で行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述が開かれました。これは審査請求人が要求すれば、審理員は求めに応じてその機会を与えなければならないという同法同条の規定によるものです。当然、私自身が要求したものです。

2016年に行政不服審査法が改正されてから9年になります。東大和市ではこれまで、本審査請求を含め、たったの10件しか請求がなされていません。5年で10件、1年に均すとたったの2件しか審査の申し立てがないことになります（他市区でも似たような状況です）。

しかもその9件全部で口頭意見陳述が開かれていないのです。今回手渡された口頭意見陳述の細目、ならびに傍聴基準をみると、その決定及び施行日が2021年6月1日になっています。ということは、これまで一度も開催されたことがないか、記録が廃棄されてしまうほど昔に開かれたことがあるのかのどちらかだと思います。いずれにせよ、遠い過去まで一度も口頭意見陳述は開かれたためしがないのは間違いなさそうです。もしかすると、市制制定以降初の口頭意見陳述だったのかもしれませんが。

もちろん制度的な問題があるものの、行政不服審査や口頭意見陳述をスルーしてきた市民の側にも、責任の一端はあるでしょう。

前置きが長くなってしまいました。当日の様子です。

会場には審理員である伊野宮氏（福祉部在籍）と事務担当の文書課の関田氏、処分庁からは前中央公民館長の佐伯氏と（現館長が体調不良で長期の休みに入っているため、）その上司である社会教育部長の小俣氏、審査請求人である私、そして傍聴人として4名の方が来場していました。

初めに審理員から音声記録をとることの了解が求められました。記録をとること自体はかまわないが、その記録は請求人に見せてもらえるのかと確認したところ、文書にしたものを提示する用意はあるとのことでした。しかし、文書にしたものはすでに編集後のものであり、生のデータである音声データを提供するよう求めたところ、検討しますとの返事でした。

本筋の口頭意見陳述の流れは以下のようでした。

- ② 申立人（請求人である私）の意見陳述
- ② 処分庁の意見陳述
- ③ 申立人から処分庁への質問
- ④ 審理員から処分庁及び申立人への質問

私からは、本件の争点は「館長の配置拒否という事実があったか否か」、また「拒否の事実があったとして、それが憲法21条の表現の自由の侵害や、憲法第99条の公務員の順守義務違反なあたるか否か」であること、そのことを具体的な事実を示して明らかにしたつもりです。さらに、チラシ再提出の事実をもって館長の処分がなかったことにしようとする卑劣なたいおうも指摘しておきました。

処分庁である前館長からは、チラシの字句の変更を「お願い」したことの理由が何度も繰り返し述べられました。そして、拒否をした認識はないという弁明書に書かれていたことの再現でした。しかし、ここで問題になっているのは字句変更の妥当性などではなく（そんなことはどうでもいい事で）、館長のチラシ受領拒否や配置拒否の法的根拠許があるかどうかなのです。そのことは請求人からの質問で追及することにしました。



「質問コーナー」（こんな呼び方はないのですが、勝手に付けました）では、中央公民館長の権限の範囲やチラシ喜一拒否の法的な根拠を聞きました。前者は当然中央と地域の 4 館の公民館までであることは当然で、その他の施設については「情報提供」ということで知らせているだけであって、他施設が勝手に、横並びのための判断基準にしているだけであることがわかりました。後者については、本件の原因となったチラシを拒否する法的な根拠など示せるはずもなく、ここでも館長はチラシ不受理の理由をくどくどと述べていました。

また、請求人がチラシの文言を変更する意思がないとわかった時どうするつもりだったか、という質問には 30 分ぐらい話して理解が得られなかったら、上司と相談するつもりだったが、その前にチラシをもって帰られたとの説明でした。後付けでは何とでも言えるいい例で。当日にはそんな様子は全く見られませんでした。

申請人が文言を変更したチラシを持参した時、請求人自身が館長の説明に納得しおらず、このことはしるべき対応をすと言明したことの認識はあるかと尋ねたところ、ありますとの返事。そうすると弁明書で申請人が自主的に変更したような書きぶりはおかしいのではないかと畳みかけると、それは訂正されたチラシを見て考えたとのこと。この人は、自分でなにを言っているのかよくわかっていないのではないかと思います。

※このことを前館長の口から聞いたとき、思いついたことがあります。それは、弁明書の作成に市役所の顧問弁護士が関わっているのではないかということです。特に弁論書最終段落で次のように書かれている部分にそれが表れているように思えます。申請人が（自主的に？）変更したチラシを持参したとする段落の後で、「そうすると、審査請求人が求める 24 日（水）の拒否自体は存在しないことになるので、存在しない処分に対して、その取り消しを求めて審査請求をすることはできないのですから、頭書のとおり、本審査請求は、棄却すべきものです。」と書いています。この認識はこちらからの質問に対しての館長発言とは矛盾します。そこを追及されると、上記のように「訂正されたチラシを見て」と答えたというわけです。もし市の顧問弁護士が関わっているとすれば、徒手空拳で裁判や不服審査に立ち向かう市民の立場が、当局者のそれに引き比べていかに不利かということが思い知らされます。

繰り返し館長が述べていた「お願い」が、請求人にとってその諾否は任意であるのかとの問いかけには明確な答えは得られませんでした。それはそのはずで、「お願い」は、言葉とおりのものではなく、館長の要求に従うことを前提とした「強制」なのですから。

この他にも請求人に公民館運用事務取扱基準は示してないこと、「認められない」との発言した認識はないことなど、再確認したこと、今回初めて明らかになったことなど、私の力不足で「ごった煮」状態でしたが、こちらにとって有用な発言も少しは引き出せました。

審理員からの「質問コーナー」では、チラシ配置の諾否は公民館条例施行規則の第 10 条にある通りでいいとか、許可証の発行はどうなっているとか、拒否処分した場合としなかった場合の対象団体への対応の差などについてでした。こちら側にとっては「どうでもいいこと」を聞いていたように思います。

請求人に対しての質問は、この審理で仮に処分が取り消された場合、どのような利益が回復されるのかというものした。これに対して、第一義的には、表現の自由を侵されることを承知で、チラシの文言を改変せざるを得なかったことによる挫折感と屈辱感からの回復であること。そして市民活動が自由で活発になる一助となること、ひいては市役所窓口の健全化に結び付くことを説明したつもりです。

いーたい ぼーだい



オリンピックなんてやめちまえ！

他県はいざ知らず、東京に限って言えば新型コロナ感染は、一時よりは縮小したものの下げ止まりだ。最近のデータではむしろ少しずつ増え始めている兆候すらある。一時より縮小したのは飲食店やイベントの入場者制限や時間制限によるところも大きいのだろう。

事業者は不十分な補助金や助成金で我慢を強いられているというのに、国際的なビックイベント、オリンピックを東京で開くという。国や都はこの矛盾をどうやって説明するつもりなのか。

オリンピック会場では酒類の提供も検討しているという。スポンサー企業へのゴマすりか。これまで辛抱を強いられてきた飲食店事業者こそいい面の皮だ。観客の入場者の上限を1万人にするという。これには大会関係者や小中学生観戦（感染??）は入らないのだという。開会式は2万人だと！

ふと思いついたのが次のような歌だ。

♪ちよいと一万のつもりで開き、いつの間にやら無制限、気が付きゃ都心はコロナで汚れ、これじゃ医療に良いわきゃないよ、分かちいるけどやめられない、ア、ホレ！スースー菅のせいだ、カネカネまみれ、オーオーオリンピック 小池もやりたい、ワーワーワクチン、みんな打てば、ドードーどうにかなるさ、無責任ホイホイ、と！♪

閑話休題



「go-to なんとかやら」実施で、痛い思いをしているにもかかわらず、それから何も学んでいない。オリンピックを開催して、その後新型コロナの再拡大が見られるようになったらどう責任をとるつもりなのか。そのあとにはパラリンピックも控えているのだ。

国民の8割以上が今夏のオリパラ反対だというのに、オリンピックを強行する。まさに原子力発電所の再稼働の構図と同じだ。もし事故が起こってもうやむやにされる、だれも責任をとらないだろう。これも共通。

東大和市でも、国や都の方針を従順に受け入れて聖火リレーを公道で実施するという。不要不急の外出を自粛するように呼び掛けていたのを忘れたか。しかもパラリンピックの聖火リレーのゴールは「平和市民のつどい」が開かれる東大和南公園だとか。盛り上げるためとしてこんな姑息なことはよく思いつく。

平和市民のつどいは、聖火リレーがいったん終わってからの開催となるようだが、本来のねらいを離れ、お祭り騒ぎにかき消されるのではないかという一抹の不安は残る。

相模原市は、津久井ヤマユリ園でのパラリンピックの採火を中止した。東大和市はこのような事実から何も学んでいないし、考えようともしていないように見える。

（追記：これを書いているのが6月22日、通信発行時点とは事実関係の相違があり得ます。）



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

